



藤健福第1-384号

平成21年6月12日

移動支援事業サービス提供事業者 様

藤井寺市福祉事務所長



移動支援事業の適切なサービス提供について（通知）

平素は本市障害福祉行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近頃、移動支援事業が適切に使用されていないケースがありましたので、下記のとおり通知いたします。以後の請求におかれまして、適正に処理していただきますよう、お願いいたします。

記

○移動支援事業の請求時間に算定できない使用方法。

- ・ 通院等介助に含まれるもの。

例）各種医療機関への通院、官公庁へ公的手続に行くための時間

これらは障害福祉サービスの通院等介助で請求していただきますよう、お願いいたします。

- ヘルパー自らが運転する自家用車を利用して、移動支援事業を提供する場合、原則として自家用有償運送に位置づけられるため、国土交通大臣の登録又は許可を要し、許可等を受けていない場合は、報酬の算定を認めない。

以上

〒583-8583

藤井寺市岡1-1-1 藤井寺市役所

電話番号：072-939-1106

FAX 番号：072-952-9503

担 当：健康福祉部福祉課